

荒尾市工事入札参加者資格審査における格付基準

荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成7年3月31日告示第36号。以下「要綱」という。）第4条 第5項に規定する格付の基準に必要な事項について、次のように定める。

第1 要綱第4条の規定により格付基準を定める工事の種類は、土木一式及び建築一式の二つの工事とし、それぞれA、B、Cの3等級に区分する。

第2 要綱第4条第1項の格付に必要な事項については、工事の種類に対応する客観点（経営事項審査による総合評定値）に主観点（要綱第4条第2項 別表第1（1）から（6）までによる。）を加えた総合点数（以下、「総合点数」という。）の上位から、次のとおりそれぞれの等級に格付する。

- (1) A等級及びB等級については、別表1の事業者数を上限とし、総合点数が別表2の基準を満たすそれぞれ上位の者から格付する。ただし、要綱第4条第4項の規定に該当する者については、その等級には格付されない。なお、別表1に規定する事業者数に別表2の基準を満たす事業者数が達しない場合は、その事業者数とする。
- (2) C等級については、A等級及びB等級に格付されていない者及び新規に格付の審査を受けた者とする。なお、新規に格付の審査を受けた者とは、その工事の種類において競争参加者資格審査を行い格付する日を基準として、前年度の競争参加者資格審査を受けていない者及び競争参加者資格審査を受けているが格付されていない者で本年度に格付を受けようとしている者とする。

第3 総合点数が同点の場合は客観点がより高い者を上位とし、当該客観点が同点の場合は主観点の工事成績の評点がより高い者を上位とする。

第4 事業者数が10者を下回った場合には、原則として格付を行わない。

別表1 等級別事業者数

	格付事業者数
A等級	6者
B等級	6者
C等級	上記以外の者及び新規に格付の審査を受けた者

別表2 総合点数の基準

	総合点数
A等級	1000点以上
B等級	900点以上

※令和6年度の格付に使用する客観点については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正（令和5年1月1日施行）等に伴い、令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した建設業者に係る総合評定値については、今回新たに評価されることとなった点数は減点し、また改正前の総合評定値算出に係る係数にて再計算し、改正後の総合評定値との差を加点又は減点する補正を行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月8日から施行する。